

「令和7年8月大雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和7年8月に発生した低気圧や前線による大雨により、各地で浸水や土砂崩れなど人的及び家屋への被害が発生し、石川県の1市、山口県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市、秋田県の1市に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和7年8月大雨災害義援金

3. 受付期間

令和7年8月29日（金）から令和7年10月31日（金）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福) 中央共同募金会 さいがいぎえんきんぐち 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福) 中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

※令和7年8月29日時点

送金先被災地…熊本県、鹿児島県

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。寄付者が中央共同募金会の義援金受付口座へ直接振込をした場合は、「義援金募集要綱と振込票控え」が「免税証明書」となり、本会発行の領収書がなくても寄付金控除申請（確定申告）が可能です。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和 7 年 8 月 2 9 日施行です。

(別添1)

令和7年8月豪雨災害義援金（鹿児島県）（共同募金関係）募集要綱（第1版）

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

1 趣旨

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、鹿児島県内各地に多くの被害が発生し、4市には災害救助法が適用される事態となりました。鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募集します。

2 名称

令和7年8月豪雨災害義援金（鹿児島県）

3 受付期間

令和7年8月19日(火)から令和7年12月26日(金)まで

4 義援金の募集方法

(1) 義援金受入口座(専用口座)への振込

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	普通3046999	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	普通1157443	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00910-4-335962		鹿児島県共募令和7年8月 豪雨災害義援金（鹿児島県）

※1 各銀行の振込用紙または払込取扱票を使用してください。

※2 鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行（郵便局含む。）の窓口での本支店間の振り込みについては、振込手数料は無料扱いとなります。

※3 ATM及びインターネットバンキングを利用したの振り込みについては、振込手数料がかかります。

(2) 現金書留による送金（準備中）

5 使途（配分）

集まった義援金については、鹿児島県、鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部等で構成する義援金配分委員会で決定し、市町村を通じて被災者に配分する予定です。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の控除を受けるためには、下記7に記載の領収書等が必要です。

7 税の控除を受けるために必要な領収書

税制上の優遇措置（所得税、法人税及び地方税）を受けるための領収書は次のものとなります。

- (1) 鹿児島銀行、南日本銀行の振込用紙の控え（本要綱写し添付が必要）
- (2) ゆうちょ銀行が日付印を押印した払込金受領証（本要綱の写し添付が必要）
- (3) 別紙1「領収書発行依頼」の提出（送付）により、鹿児島県共同募金会から発行された領収書
- (4) 別紙2または別紙3の「領収書希望者名簿」への記載により、鹿児島県共同募金会から発行された領収書

8 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail akaihane@po.minc.ne.jp